

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和6年3月19日(火) 午後1時25分
- 3 閉会日時 令和6年3月19日(火) 午後2時18分
- 4 出席者 教育長
教育委員 3人 計4人
- 5 議決件数 8件
- 6 議決の状況

原案可決	7件	承	認	1件
一部修正可決	0件	同	意	0件
継続審議	0件			
- 7 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年3月19日(火)

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	玉井	節夫

計4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・2月29日(木) 感謝状贈呈式
- ・3月8日(金)～18日(月) 令和6年第2回府中町議会定例会
- ・3月11日(月) 史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会

【学校教育関係】

- ・小中学校卒業式について

【社会教育関係】

- ・3月2日(土)～3日(日) ふちゅうみなみフェスタについて
- ・3月12日(火)～17日(日) あきふちゅう文化協会作品展
- ・3月17日(日) 同 芸術祭について

日程第3 報告第24号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 第22号議案 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

日程第5 第23号議案 産業医の委嘱について

日程第6 第24号議案 府中町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第7 第25号議案 府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則について

日程第8 第26号議案 職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令について

日程第9 第27号議案 府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について

日程第 10 第 28 号議案 府中町職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令について

日程第 11 第 29 号議案 府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

(開会 午後 1 時 25 分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、只今から、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第 18 条第 3 項の規定により、私と神原委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第 2、教育長報告を議題といたします。まず、会議等 3 件です。1 件目、2 月 29 日木曜日に感謝状贈呈式がありました。教育委員会関係の方をご紹介します。学校医として長年勤めてこられました、難波龍雄氏、行武伸夫氏、また、学校歯科医として永年勤めてこられました、末永輝義氏、飯田康二氏に感謝状が授与されました。2 件目、3 月 8 日金曜日から 18 日月曜日に開催されました、令和 6 年第 2 回府中町議会定例会についてです。この件の詳細について、教育総務課長が報告します。

教育総務課長

教育総務課長です。令和 6 年第 2 回府中町議会定例会の概要について説明いたします。本議会は、3 月 8 日金曜日から 18 日月曜日までの 11 日間の日程で行われ、議案 27 件について審議されました。この中で、教育長の任期が令和 6 年 3 月 31 日までのため、教育長任命の同意についての議案も承認され、引き続き新田教育長が教育長の職を務めることとなります。なお、任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日です。それ以外の教育委員会関係の議案については、このあと日程第 3 でご報告いたします。また、15 日金曜日と 18 日月曜日には、一般質問が行われましたので、その概要について説明いたします。本議会では、全体で 11 人の議員から 12 の一般質問がありました。そのうち教育委員会関係について、2 人の議員から 2 つの質問がありました。本日、これらの一般質問通告書と 1 回目の答弁原稿を資料として配布しておりますので、ご覧ください。まず、1 つ目が、益田議員からの質問「安心して受けられる「学校健診」環境の整備推進を」という質問事項で、当町に置ける学校健診の現状、文科省通知に対応した健診とするため、どのように取り組んでいくのか、生徒・保護者への

理解促進をどのように進めていくのかについて質問されました。答弁では、健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断を実施できるよう、各学校が学校医と連携を図りながら日程や児童生徒の実態に応じた方法等を決定していること、これまでも、児童生徒のプライバシーや心情等に配慮した健康診断を実施できるよう、各学校の養護教諭と指導に当たる担当校長で組織する学校保健担当者会において情報を共有しており、来年度からは、各校が児童生徒等や保護者の理解を得られるよう保健だより等で事前に診察方法などを周知していく旨を答弁しました。2つ目が、西議員からの質問「1人1台端末の活用による教育の充実について」という質問事項で、教育現場でのICT活用の現状について質問されました。答弁では、令和3年度から利用を始め、1年目は、教育を情報化することの価値を教職員が実感できるようICTを利用することをキーワードに研修を進めたこと、2年目は、教職員の目指す姿を設定し、ICTを活用した模擬授業や具体的な学習指導案について協議するなどの研修を進めたこと、3年目となる今年度は、各教科のねらいに合わせてICTの機能を活かした学習指導ができるよう、県教委からも指導を受けながら、授業改善にかかる研修を行っていること、これらの授業改善を進める中で、電子黒板で画像や動画を利用した指導が日常的になりつつあること、双方向に情報を共有できるアプリを活用した指導も広がっており、グループの考えをまとめたり、同じ課題を持つ友達と協力して発表スライドを作成し話し合いに活用するなど、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善が進んでいる旨答弁しました。詳細な内容については、後ほど資料をご確認いただければと思います。説明は以上です。

教育長

3件目は、3月11日月曜日に史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会が開催されました。詳細を社会教育課主幹が報告します。

社会教育課主幹

社会教育課主幹です。史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画検討委員会を、令和6年3月11日月曜日に開催いたしました。委員会は令和4年度と5年度の2年間で、5回目の開催となり最後の委員会となりました。会議では、委員の皆様にも、2年間で作成しました保存活用計画案の全体の最終確認と、計画についてご承認をいただき、終了となりました。教育長から委員の皆様にお礼のご挨拶をいただきました。計画につきましては、現在は印刷製本を行っています。計画の詳細につきましては、来月の教育委員会議でご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

教育長

学校教育関係1件あります。令和5年度小中学校卒業式についてです。委員の皆様にもご出席いただきましたが、中学校は3月7日木曜日に卒業式を挙行了しました。両校で392名が卒業しました。小学校5校は、本日3月19日火曜日に卒業式を挙行了しました。5校で514名が卒業しました。続きまして、社会教育関係3件です。3月2日と3日に、第31回ふちゅうみなみフェスタ、3月12日から17日までの期間、あきふちゅう文化協会作品展、3月17日にあきふちゅう文化協会芸術祭が開催されました。一括して社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。第31回ふちゅうみなみフェスタ、あきふちゅう文化協会作品展及びあきふちゅう文化協会芸術祭の開催について報告させていただきます。第31回ふちゅうみなみフェスタを令和6年3月2日土曜日、3日日曜日に、府中南公民館で行いました。2日は府中南公民館ホールにおいて、13時からフェスタ開会式、13時15分から府中緑ヶ丘中学校吹奏楽部による公演と、南小ほんど？の会の朗読会などが行いました。3日日曜日は午前10時から15時30分まで、定期活動グループ13団体の発表が行いました。併せて、館内では、2日、3日とも定期活動グループによる作品展

示と、その他、食バザーを含む出店が行いました。当日の参加者は、2,860人でした。続きまして、あきふちゅう文化協会主催第39回作品展と第41回芸術祭についてです。作品展については、令和6年3月12日火曜日11時から17日日曜日16時まで、1階ギャラリーで開催し、美術部の写真と油絵、文芸部の俳句の展示を行いました。来場者は671人でした。また、芸術祭は令和6年3月17日日曜日、13時から2階認定こども園つばめホールで開催しました。和太鼓、民謡、ハーモニカなど文化協会芸能部所属の11団体が日ごろの練習の成果を発表いたしました。芸術祭の参加人数は、306人でした。報告は以上です。

教育長

報告は以上になります。それでは、会議等について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

「社会教育関係」について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

続いて、委員の皆様から、ご意見とかご報告などありましたらお願いします。

神原委員

今回ですね。小中学校の卒業式に参加した感想をご報告させていただきたいと思います。私はですね、3月7日緑中の卒業式と本日19日、中央小学校の卒業式に参加してまいりました。2つの卒業式ともに非常に厳粛な雰囲気の中で開催された素晴らしい式だったんですけども、その中で気になった点というか、工夫されているなど思ったことがあったので、ご報告させていただきたいと思います。まず、緑中の卒業式で、素晴らしいなど思ったのが、卒業生が退場する際に、クラスごとで、先生が立って、退場していくんですけども、その際に生徒たちが先生に対して、サプライズと思うんですけども、先生に向かって感謝の言葉を皆さん発言されて、先生も感極まって涙を流されているシーンがあって、非常にこちらも感動的なシーンでした。中央小学校の卒業式では、名前を呼ばれた生徒が壇上に上がるんですけども、その際に保護者の方に背中を向けるのではなくて、一度顔を保護者側に見せて、名前呼ばれて返事して、顔見せて、そこから証書を受け取るという形で工夫されているなどということと、証書を受け取って、席に戻る際に、一旦後ろの方まで回って、保護者の前までぐるっと大きく回って、保護者の方で一礼して、席に戻っていくという、ほんとに細やかな気配りというか、保護者の方に顔が少しでも見れるような工夫をされているなどということを感じられましたので、報告させていただきます。以上です。

教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長

では、次に参ります。日程第3、報告第24号 代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第24号、令和6年3月19日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第24号、代理行為の承認について説明いたします。令和6年第2回府中町議会定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係分について、令和6年2月28日付けで府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和6年2月29日付けで行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。それでは、議案の内容について資料の順番に説明いたします。資料6ページから13ページまでが、第5号議案「令和6年度府中町一般会計予算」です。こちらについては、予算の全体の大枠のところの資料になりますけれども、令和6年度の一般会計の教育費予算については、これまでにご説明させていただいているとおりです。続いて、14ページから19ページまでが、第12号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。19ページをご覧ください。1、改正の趣旨です。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。2、改正事項の概要です。第1条による改正は、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。(1)、会計年度任用職員に対し、1.025月分、年間2.050月分の勤勉手当を支給するものです。法改正により、令和6年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となるため、本町においても勤勉手当の制度化を図ります。支給割合については、常勤一般職の支給割合と同等とし、内訳は6月期及び12月期、それぞれ1.025月分とするものです。これにより、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合は、現行1.500月分から3.550月分となります。(2)、職務の特殊性を考慮して、上限額により難いと町長が認める職種に係る基本報酬の額は、規則で定めるものとします。会計年度任用職員の基本報酬の額は、行政職給料表1級93号給、現状、月額249,400円、日額11,876円、時間額1,532円を上限額と定めています。現在、スクールカウンセラーの職務に関し、県と同等の額、時間額5,140円を職務の対価としてお支払いしていますが、条例上の上限額を超えることから、会計年度任用職員として任用することができず、支出も報酬ではなく、報償費で行っています。しかし、総務省通知において、スクールカウンセラーは会計年度任用職員とすべき職種とされているとともに、公務員ではない現状の身分も適切ではないものと考えます。当該課題の是正を図るとともに、今後もそのような職種が発生することも見込み、上限額により難い職種並びに基本報酬の額は、規則で定めることとするものです。第2条による改正は、府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。(3)、育児休業中の会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とするものです。会計年度任用職員の勤勉手当の制度化に伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても、常勤職員と同様、勤勉手当の支給ができることとします。3、施行期日は、令和6年4月1日です。続いて、20ページから23ページが、第13号議案、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてです。23ページをご覧ください。1、改正の趣旨です。家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。2、改正事項の概要です。鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病原体を有する家畜、又は有する疑いのある家畜に対する防疫作業

に従事したとき、作業に従事した日1日につき、500円の特殊勤務手当を支給するものです。昨年度、県内で高病原性鳥インフルエンザが連続多発的に発生したことは、報道等によりご承知のことと思います。県及び発生市町では職員を動員し、昼夜問わず防疫措置を講じましたが、その規模の大きさから圧倒的にマンパワーが不足し、現場対応に大変苦慮したと聞いています。その改善策として、県では民間への業務委託を見込み協定を締結するとともに、市町に対し、家畜伝染病予防法に基づく協力要請が行われました。家畜伝染病の県内へのまん延防止と早期完了を図ることを目的として、県が実施する防疫措置に協力する旨、今般、府中町を含む県内全市町が県と協定を締結したところです。今後、県からの要請があれば、府中町の職員も防疫作業に従事することとなりますが、当該作業は身体的・精神的負担が大きく、特殊勤務手当を支給するに足る職務であるとの判断から、条例化を図るものです。額については、近隣の多くの市町が、人間の感染症患者に対する防疫作業と同額としていることを参考に、府中町でも同額の500円としています。3、施行期日は、公布の日です。続いて、24ページから30ページが、第14号議案、府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例の廃止等についてです。30ページをご覧ください。1、廃止等の趣旨です。広島県市町総合事務組合における退職手当の支給に関する事務について、府中町が新たに共同処理を開始することに関し、共同処理する事務の変更及び規約の変更に係る関係地方公共団体との協議が整ったことから、関係条例を廃止等するものです。12月定例会において、広島県市町総合事務組合における、共同処理する事務の変更及び規約の変更に係り、関係地方公共団体と協議することについて、議決いただいたところですが、その協議が整い、施行期日以降、府中町が「広島県市町総合事務組合退職手当支給条例」の適用を受けるに至ったことから、関係条例を廃止等するものです。2、廃止等の概要です。第1条による廃止です。(1)府中町特別職の職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の退職手当に関する条例を廃止するものです。第2条による改正は、府中町表彰条例の一部改正です。(2)死亡した者を表彰する場合における、遺族の支給順位に係る規定の引用を府中町職員の給与の支給に関する規則に変更するものです。府中町表彰条例では、被表彰者が死亡した場合、その遺族に表彰状等を交付することとしています。現行、遺族への交付の順位に関しては、府中町職員の退職手当に関する条例における、退職手当を支給する遺族の順位を引用しているところです。当該条例の廃止に伴い、同等の規定を定めている、府中町職員の給与の支給に関する規則における、給与を支給する遺族の順位の引用とするものです。第3条による改正は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。(3)公益的法人等へ派遣された職員の退職手当に関する規定のうち、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例と重複するものを削るものです。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例には、現行、公益的法人等へ職員を派遣等した際の、退職手当に係る特例を定めていますが、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例に同等の定めがある規定について、削除するものです。3、施行期日は、令和6年4月1日です。続いて、31ページから34ページが、第25号議案、財産の取得についてです。33ページをご覧ください。1、契約の概要です。財産の表示、小学校教師用指導書及び指導用教材一式、契約の方法、随意契約です。このたび、当町が購入する教師用指導書及び指導用教材について、取り扱える業者は、契約の相手方である、広島県教科用図書販売株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するものとして、随意契約を締結するものです。見積開封年月日、令和6年2月9日、予算額、26,661,000円の内、購入金額、17,728,810円、仮契約日、令和6年2月13日、納入期限、令和6年3月29日、契約の相手方、広島市西区東観音町15番12号、広島県教科用図書販売株式会社広島支店です。続いて、2、取得財産の明細について、表に沿ってご説明します。まず、科目について、国語、書写、社会、地図、算数、理科というように13科目あります。続いて、種類ですが、教師用指導書と指導用教材があります。教師用指導書とは、各教科書に即した内容であり、教師が指導計画の立案や教材研究等に使用し、教科書と一体的に、日々の授業においても使用するものです。

さらに、地図と音楽以外の教師用指導書には、図や写真の拡大、動画や音声読み上げ機能等が備わった指導者用デジタル教科書も含まれています。次に、指導用教材とは、例えば音楽においては歌唱用・鑑賞用のCD、英語においてはアルファベットの書き方マグネットシートで、授業において、児童の関心や理解を高めるために使用します。対象学年は、全学年が学ぶ科目と、特定の学年で学ぶ科目等がありますので、それぞれの学習に合わせた構成となっています。取得する財産は、これら教師用指導書及び指導用教材を全て足し合わせますと、全13科目、合計で、1,117点、17,728,810円となります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第24号については、原案のとおり承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第24号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第4、第22号議案を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第4については、人事に関する案件であるため、非公開が適当と思われると思います。ついては、日程第4の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手)

教育長

出席委員の3分の2以上と認め、第22号議案については、非公開とします。

(非公開)

教育長

では、次に参ります。日程第5、第23号議案「産業医の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第23号議案、令和6年3月19日、産業医の委嘱について、産業医の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第23号議案、産業医の委嘱について説明します。産業医は、労働安全衛生法に基づき、府中町立学校のうち常時勤務する職員数が50人以上の学校に産業医を配置することとなっております。現在、府中町立の小・中学校では、府中小学校、府中南小学校、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の5校がこれに該当することから、産業医を委嘱するものです。一般社団法人安芸地区医師会へ依頼していたところ、これまでと同様の、3名の医師の推薦・承諾をいただきました。前野努医師は、前野医院の院長で、府中小学校の産業医となります。秋山陽子医師は、株式会社SUNNY産業医事務所に所属で、府中南小学校と府中中央小学校を兼任します。佐久

間和代医師は、西村内科医院にお勤めで、府中中学校と府中緑ヶ丘中学校を兼任します。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。なお、産業医の職務内容ですが、原則、月1回専門家として学校衛生委員会への出席のほか職場巡視、教職員に対する衛生教育、健康相談、保健指導、休職・復職等に係る相談、ストレスチェックの結果に基づく面接指導、時間外勤務が80時間を超える教職員に対する面接指導、そして所属長からの情報提供に対する指導などをしていただきます。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第23号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第23号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第6、第24号議案、府中町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第24号議案、令和6年3月19日、府中町スポーツ推進委員の委嘱について、府中町スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第24号議案、府中町スポーツ推進委員の委嘱について、補足説明させていただきます。スポーツ推進委員は、スポーツ推進法第32条に基づき、地域スポーツの推進のためにスポーツの普及や指導助言を行うこととして、府中町スポーツ推進委員の関する規則を定め教育委員会が委嘱するとなっております。任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。それでは、別紙をご覧ください。新たに委嘱する17名の内、現在委嘱している方で、継続して委嘱について依頼したところ、15名全員から継続したいとの回答がありました。表の中では、門前俊幸氏から阿部和子氏までとなります。なお、委嘱に関しまして、府中町スポーツ推進委員に関する内規を設けております。内容としては、「4月1日現在で満70歳となる者は、スポーツ推進委員として委嘱しないものとする。ただし、スポーツ推進委員で委員である者が、引き続き委嘱を希望した場合は、職務実績を考慮の上、心身ともに職務が可能な状態であると教育委員会が特別に認めた場合に限り、委嘱をすることができる。」と定めております。今回継続希望のあった中で6名の方が、委嘱時点で満70歳を超えますが、いずれの方も府中町スポーツ推進協議会の主催事業や研修会、会議に積極的に参加されており、かつ、心身共に健康であり、引き続き職務遂行が可能と判断し、委嘱したいと考えております。また、新たに委嘱する方は2名おられます。猪狩美希氏、榎本光弘氏です。猪狩氏、榎本氏ともに、町内のビーチボールバレーチームに属しておられ、日本ビーチボールバレー協会の2種審判資格を取得されています。説明については以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。では、私の方から。その70歳と言うのはいつ頃決めた規則なんですか？

社会教育課長

社会教育課長です。規則で、内規として決まっております、平成23年に当時の社会体育指導員からスポーツ推進員に名前が変わったときに、私、経緯を存じ上げないんですが、その時にこの内規を作ったものと、平成23年の8月にこの規則が変わっているのですが、それと同様の時期に内規を定めていると思います。以上です。

教育長

今、高齢者の活躍の時代でございますので、70歳というのが、その内規にそぐうものかどうかということで、内規ですから、教育委員会が定めるものではなくて、事務局が定めたものですから。

社会教育課長

社会教育課長です。今、そのように考えます。教育長をおっしゃるとおり、当時、十何年前であれば、当時は60歳定年で、70歳ということでひとつ区切りを設けたのだと思いますが、今、教育長がご説明ただいたとおり、いずれの場でもお元気で、また頑張るよと言っていたいただきましたので、今回お願いしようと考えております。以上でございます。

教育長

それでは、その内規を見直していくのもいかがとよろしく申し上げます。

社会教育課長

はい。

教育長

他に、何かございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第24号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、第24号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第7、第25号議案、府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第25号議案、令和6年3月19日、府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則について、府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則等の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第25号議案、府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則等の一部改正について、説明いたします。現在、課長補

佐相当職である公民館長、歴史民俗資料館長、図書館長の職は、管理職として事務執行していますが、管理職としての取り扱いを廃止することとし、関係する規則を改正するものです。取扱いの廃止の目的としては、複雑高度化する行政課題への的確な対応、能力等意欲のある高齢期の職員の知識等を次世代へ継承するなど、新たに始まった定年延長制度において、役職定年職員を最大限に活かす人事施策の一環として実施するものです。2枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。第1条による改正は、府中町教育委員会事務局及び学校その他の教育関係職員の職の設置に関する規則の改正で、第2条第1項の表にある、指導主事の次にある専門員を削除し、主任指導主事の次に専門員を加え、第3条第1項の表にある館長の次に専門員を加えるものです。次ページの第2条による改正は、学校その他の教育機関の長に対する事務委任規則の改正で、管理職としての取り扱いを廃止することに伴い、時間外勤務等に関すること、職員の休暇願等服務上の願及び届け出に関すること、職員の宿泊を伴わない出張に関すること、開館及び閉館の時刻並びに休館日の変更に関するものを削除するものです。次ページをご覧ください。第3条による改正は、府中町立公民館管理運営規則の改正で、第2条の改正で館長の事務委任を削除した部分の館長の規定を教育長に変更するものです。第4条による改正は、府中町歴史民俗資料館管理運営規則の改正で、同じく第2条で改正した館長の事務委任を削除した部分の館長の規定を教育長に変更するものです。次ページの第5条による改正は、府中町立図書館条例施行規則の改正で、同じく第2条で改正した館長の事務委任を削除した部分の館長の規定を教育長に変更するものです。施行期日は、令和6年4月1日です説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。第1条の専門員を主任指導主事の後に置くのはどうしてですか。

教育総務課長

今回の改正で、専門員の職を課長補佐と同等と位置付けますので、指導主事が係長職になるんですけども、主任指導主事が課長補佐と同じ級の職種になりますので、そこに合わせる形での改正となっています。

教育長

他にございますか。

(なし)

教育長

よろしいですか。ないようでございます。よって日程第7、第25号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第7、第25号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第8、第26号議案、職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第26号議案、令和6年3月19日、職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令について、職員の出勤簿の処理規程の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教教育総務課長です。

第26号議案、職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令について説明いたします。勤休管理システムの導入に伴う関係する規程を改正するものです。施行期日は、令和6年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

よろしいですか。ないようでございます。よって日程第8、第26号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第8、第26号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第9、第27号議案、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長。第27号議案、令和6年3月19日、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第27号議案、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について説明いたします。第25号議案の改正で館長の事務委任を削除したことに伴う関係する規程を改正するものです。施行期日は、令和6年4月1日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいですか。ないようでございます。よって日程第9、第27号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第9、第27号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第10、第28号議案、府中町職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第28号議案、令和6年3月19日、合同訓令の一部改正について、府中町職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第28号議案、合同訓令の一部改正について説明いたします。勤休管理システムの導入に伴う関係する規程の整備を行うものです。施行期日は、公布の日です説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいですか。ないようでございます。よって日程第10、第28号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第10、第28号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第11、第29号議案、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第29号議案、令和6年3月19日、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部改正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第29号議案、府中町教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令について、合同訓令の一部改正について説明いたします。令和5年4月1日付で府中町財務規則を改正し、財政課長が特に認めた物品の調達及び物品の修繕について、部長又は課長が専決で処分できる事項として整理しました。併せて、府中町教育委員会等決裁規程の改正も必要でしたが、改正が漏れてしまっていたため、今回、改正するものです。施行期日は、公布の日からとしますが、実務上は令和5年4月1日からこの運用を開始しているため、令和5年4月1日に遡って適用します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第11、第29号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第11、第29号議案についてはそのように決めます。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時18分)